



## 「鹿ノ台自治会共通会則」改正案

鹿ノ台自治連合会

会則小委員会

平成29年1月8日

赤文字は現行条文を修正した部分です。

条項	現行条文（平成26年2月11日改正）	改正条文案	改正ポイント
序文	本会則は、鹿ノ台の東西南北各自治会の共通会則として定める。 本会則の管理は自治連合会が行う。	本会則は、以下の鹿ノ台の各11自治会の共通会則として定める。  鹿ノ台東1丁目自治会、鹿ノ台東2丁目自治会、 鹿ノ台東3丁目自治会、鹿ノ台西1丁目自治会、 鹿ノ台西2丁目自治会、鹿ノ台西3丁目自治会、 鹿ノ台南1丁目自治会、鹿ノ台南2丁目自治会、 鹿ノ台北1丁目自治会、鹿ノ台北2丁目自治会、 鹿ノ台北3丁目自治会  本会則の管理は自治連合会が行う。	・対象の11自治会を全て表記
(名称) 第1条	本会は鹿ノ台自治会と称す。	鹿ノ台自治会とは 序文の各11自治会のことであり、 以降の各条項で本会と称する。	・本会が各11自治会であると明記
(目的) 第2条	本会は会員相互の親睦と生活環境の改善を図り、鹿ノ台自治連合会組織及び関係行政機関との連絡を密にし、住みよい街づくりに貢献することを目的とする。	本会は会員相互の親睦と生活環境の改善を図り、鹿ノ台自治連合会組織及び関係行政機関等との連絡を密にし、住みよい街づくりに貢献することを目的とする。	・“鹿ノ台自治連合会組織”には傘下の各委員会、各文化クラブ、各体育クラブを含む ・行政機関を広義に捉え、等を付記
(構成) 第3条	本会は鹿ノ台内に居住する全住民をもって組織し、一戸の代表者を会員とする。 一プロックは原則として各番地単位とする。	本会は鹿ノ台内に居住する全住民を対象として組織し、一戸の代表者を会員とする。 一プロックは原則として各番地単位とする。	・全住民が会員であることを目標にして「もって」を「対象として」の表現に変える。

条項	現行条文（平成26年2月11日改正）	改正条文案	改正ポイント
(役員) 第4条	<p>本会は次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 副会長 若干名 書記 1名 会計 1名 評議員 原則として各ブロック1名 会計監査 1名</p> <p>但し、本会の会長が連合会長に選出された場合、もう一人会長を選出し、会長2名を置く。</p>	<p><b>(役員等)</b></p> <p><b>1、</b>本会は次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 副会長 若干名 書記 1名 会計 1名 評議員 原則として各ブロック1名</p> <p>但し、本会の会長が連合会長に選出された場合、もう一人会長を選出し、会長2名を置く。</p> <p><b>この場合、新たに選出された自治会長が当該自治会の会務を統轄する。</b></p> <p><b>2、上記役員以外に会計監査を置く。</b></p> <p><b>会計監査 1名</b></p>	<p>連合会則第5条（役員）2項に準じ会計監査を役員以外に位置付ける。監査の独立性、公平性を担保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●連合会則第5条（役員）2項 [上記役員以外に会計監査1名を置く]</li> </ul> <p>(役員)を(役員等)に変更し、1項に役員、2項に会計監査と区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに選出されたもう一人の会長が当該自治会の会務を統轄する旨、明記する。</li> </ul>
(役員選出) 第5条	役員の選出は各自治会の内規による。	<p><b>(役員等選出)</b> <b>役員等の選出は原則、各自治会の規定による。</b></p> <p><b>但し、以下の事項は、各11自治会共通とする。</b></p> <p><b>1 会長の選出</b></p> <p>会長については、本会の会員資格を得て、1年以上経過したものとする。</p> <p>選出方法は以下の3通りとし、評議員会において決する。</p> <p>候補者が重複する場合は投票又は抽選で決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会は現・新合同評議員会、もしくは新評議員会の選択については各自治会の規定による。</li> </ul>

条項	現行条文（平成26年2月11日改正）	改正条文案	改正ポイント
		<p>①現評議員会は、次年度会長候補者を本人の了解を取得の上、推薦することができる。</p> <p>②会員から会長立候補者を公募する。 立候補にあたり、立候補者は、当該自治会の会員3名以上の推薦を受けるものとする。</p> <p>③新評議員の中から、会長を選出することができる。</p> <p><b>2 評議員の選出</b></p> <p>①評議員は原則、各ブロック単位で1名を選出するが、居住戸数が著しく少ない、もしくは多いブロックは評議員会で協議の上、調整できるものとする。</p> <p>②選出にあたり、老齢、障がい、疾病、介護等で活動遂行に著しく支障がある場合は、本人の事前申請により、ブロック内で調整し、免除、又は軽易な役割の配置等を評議員会に要望できるものとする。</p> <p><b>3 会計監査</b>は原則、前年度の会計が担当する。</p>	<p>①、②、③の優先はなし。</p>

条項	現行条文（平成26年2月11日改正）	改正条文案	改正ポイント
(役員の役割) 第6条	<p>本会の役員の役割は以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会長は本会を代表し、役員会を招集し、その議長を務めると共に会務を統轄する。</li> <li>2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時はその任務を代行する。</li> <li>3. 書記は会議の議事録を作成する。</li> <li>4. 会計は本会の会計事務を担当し年1回の会計報告を行う。</li> <li>5. 会計監査は会計報告の監査に当たる。</li> <li>6. 評議員はブロック内の意見集約を行い本会に出席する。尚、委託を受けた書類の配布、伝達、回覧等の他、会費を徴収して会計に取り次ぐ。 評議員はブロック内で当番を設けその業務（ゴミ置場の掃除）等を分担させることができる。</li> </ol>	<p>本会の<b>役員等</b>の役割は以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会の<b>役員</b>の役割は以下の通りとする。           <ol style="list-style-type: none"> <li>①会長は本会を代表し、<b>評議員会</b>を招集し、その議長を務めると共に会務を統轄する。</li> <li>②副会長は会長を補佐し、会長に支障のある時はその任務を代行する。</li> <li>③書記は会議の議事録を作成する。</li> <li>④会計は本会の会計事務を担当し年1回の会計報告を行う。</li> <li>⑤評議員はブロック内の意見集約を行い本会に出席する。尚、委託を受けた書類の配布、伝達、回覧等の他、会費を徴収して会計に取り次ぐ。 評議員はブロック内で当番を設けその業務（ゴミ置場の掃除）等を分担させることができる。</li> </ol> </li> <li>2. <b>役員は、原則として上記役割の他に連合会会則第4条に列記する事業達成に向けて役割を分担する。</b></li> <li>3. <b>会計監査は会計報告の監査に当たる。</b></li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員と会計監査の役割を1項、2項、3項に区分する。</li> <li>1項 役員の役割 ①～⑤</li> <li>2項 自治会共通の事業達成に向けて役割を分担する。</li> <li>3項 会計監査の役割</li> </ul>
(役員の任期) 第7条	役員の任期は1ヶ年とし再選を妨げない。 但し、連續3年を限度とする。	<b>役員等</b> の任期は1ヶ年とし再選を妨げない。 <b>但し、会長については連續3期を限度とする。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会会則第9条と整合のため会長の任期は連續3年を限度とする。 他役員については再選の限度を定めない</li> <li>・連續3期を限度とする表現に変更</li> </ul>

条項	現行条文（平成26年2月11日改正）	改正条文案	改正ポイント
(会議及び議決) 第8条	会議及び議決に関する事項は各自治会の内規で定める。	会議及び議決に関する事項は各自治会の規定で定める。  <b>但し、以下の事項は、各11自治会共通とする。</b> <b>1. 会議は民主的雰囲気の中で運営され、全役員が活発な意見交換を行うものとする。</b> 議論の内容については透明性を確保し、常に全会員に開かれたものとする。 <b>2. 各自治会の全役員が参加する評議員会において役員総数の3分の2以上の出席（委任状を含む）で成立し、議事は出席役員の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長が決する。</b>	会議運営につき、根本原則を前置。  連合総会（分散会方式）の関係上各自治会の評議員会は成立要件、議決要件を共通とする。
(会費) 第9条	本会の運営費は会費及び雑収入等をもって当てる。会費は一戸あたり月額500円とし内250円を連合会会計に拠出する。	本会の運営費は会費及び <b>生駒市等からの助成金、補助金</b> 、雑収入等をもって当てる。  <b>1. 会費は一戸あたり月額500円とし内250円を連合会会計に拠出する。</b> <b>2. 本会は会費の中から1戸あたり月額50円を集め会所の建替え資金として必要相当額に達するまで集会所会計に連続して拠出し、積み立てる。</b>	連合会則14条2項を自治会共通会則としても定める。
(役員活動費) 第10条	本会は、評議員には月額500円、会長には月額1万円の活動費を支給する。	本会の役員には、以下の活動費を支給する。 会長には、年額12万円、副会長には年額1万2千円、評議員には年額6千円とする。 連合会長は、会長と同額を連合会より支給する。 尚、役職を兼任する場合は、いずれか上位役職の活動費を支給し、重複して支給は行わない。	副会長の役割負担増大のため見直し（現状、評議員と同額）  ・月額表示を年額表示に変更 会計監査には活動費を支給しない。

条項	現行条文（平成26年2月11日改正）	改正条文案	改正ポイント
(会計年度) 第11条	本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。年度末には会計報告及び監査報告を全自治会会員に公表する。	本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日をもって終わる。年度末には会計報告及び監査報告を全自治会会員に公表する。	変更なし
(会則の変更) 第12条	この会則は第5条、第7条、第8条については各自治会の内規により変更することができるが、その他の条文の変更については連合会会則第16条による。	<p style="color: red;">本会則に定める共通会則の変更は、連合会会則第16条による。</p> <p style="color: red;">本共通会則以外の事項は、各自治会が独自に規定することとし、それらの条文の変更は各自治会の規定によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連合会会則 第16条（会則の変更）            「本会則は連合総会において代議員総数の三分の二以上（委任状含）が出席し、出席代議員の三分の二以上の賛成があれば、変更することができる。」</li> </ul>
(その他) 第13条		<p style="color: red;">本会則に該当しない事項が生じた場合は趣旨を同じくする連合会会則の定めを適用することができる。</p> <p style="color: red;">上記定めのない事項については、第8条2項の評議員会で判断するものとする。</p>	第8条2項 「各自治会の全役員が参加する評議員会において役員総数の3分の2以上の出席（委任状含む）で成立し、議事は出席役員の過半数をもって決する。 可否同数の時は、議長が決する。
附則	この会則は平成2年（1990年）1月1日から実施する。 改正 平成 4年 5月17日 改正 平成 10年 3月31日 改正 平成 11年 3月31日 改正 平成 24年 1月 8日 改正 平成 26年 2月11日	この会則は平成2年（1990年）1月1日から実施する。 改正 平成 4年 5月17日 改正 平成 10年 3月31日 改正 平成 11年 3月31日 改正 平成 24年 1月 8日 改正 平成 26年 2月11日 改正 平成 29年 月 日 （施行 平成29年 4月 1日）	改正日に関わらず、施行は29年4月1日とする。 29年度の選出手続き等は、3月までの適用のため現行規定（内規）で運用する。